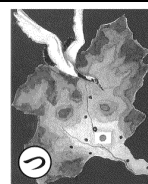




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年4月8日（火） 号 外 （第1号）

■ 目 次

ページ

告 示

○豚熱まん延防止のための緊急的な消毒の実施（農政課）

2

■ 告 示

◎群馬県告示第116号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次の区域において豚及びいのししを所有する者に対し、次のように消毒方法を実施することを命ずる。

令和7年4月8日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施の目的

本県における豚熱のまん延防止

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

令和7年4月9日から令和8年3月31日まで

4 実施方法

消石灰の農場内（施設周囲及び農場敷地内）、農場周辺（衛生管理区域周辺）散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。